第９８号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊川市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「豊川市光明町１丁目１９番地」を「豊川市八幡町野路２３番地」に改める。

第４条第３項第１号中「３３９床」を「４４０床」に改める。

第１０条第１項第１号ただし書中「１，０５０円」を「２，１００円」に改め、同項第３号中「１４万円から１６万円」を「１６万円から２０万円」に改め、同条第２項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「次の表の左欄に掲げる特別病室の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

区　分		使　用　料
特別室		２１，０００円
一般病棟	個室Ａ	５，２５０円
	個室Ｂ	５，２５０円
精神病棟	個室Ａ	５，２５０円
	個室Ｂ	４，２００円

第１０条第４項を次のように改める。

４　豊川市民病院利用者駐車場（以下「駐車場」という。）の料金（以下「駐

車料」という。）は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第１０条関係）

区　分	駐　車　料	摘　要
駐車場へ入場してから出場するまでの時間（以下「利用時間」という。）が２４時間以内である場合	２時間以内は無料とし、２時間を超える場合は、２００円に２時間を超える３０分（その時間に３０分未満の端数があるときは、３０分。以下同じ。）ごとに１００円を加算した額の合計額	合計額が３，０００円を超える場合は、３，０００円
利用時間が２４時間を超える場合	３０分ごとに１００円	２４時間ごとの合計額が３，０００円を超える場合は、その２４時間ごとに３，０００円

備考　外来診療等の用務で駐車場を利用する者のうち管理者が必要と認める者の駐車料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

附　則

この条例は、平成２５年５月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、地域の中核病院としての機能の向上を図るため施設を移転するとともに、病床数を増床し、併せて受益者負担の適正化を図るため診療料等を見直す必要があるからである。